

ゴールデンウィークにおける感染拡大防止に向けた取組強化について

今後ゴールデンウィークを迎え、人の移動が活発化する時期であり、変異株による感染が増加している中、これまで以上に感染防止を徹底する必要があることから、県民や事業者等に対し、以下の取組の強化を要請する。

1. 移動・往来、帰省

- ・ 不要不急の外出や移動は避けること
- ・ 感染が拡大している地域との往来は延期・自粛、オンライン帰省を活用すること
- ・ どうしても帰省する必要がある場合は、感染リスクが高い場所に行くことや大人数の会食を自粛するなど、高齢者への感染につながらないように、事前の注意を徹底すること

2. 飲食店等

- ・ 営業時間の短縮を徹底すること
 - 営業時間5時～20時までの地域（酒類の提供は11時～19時まで）
神戸市、阪神南地域（尼崎市・西宮市・芦屋市）、
阪神北地域（宝塚市・三田市・伊丹市・川西市・猪名川町）・明石市 ※4/22 から
 - 営業時間5時～21時までの地域（酒類の提供は11時～20時30分まで）
東播磨地域（加古川市・高砂市・稲美町・播磨町）、
中播磨地域（姫路市・市川町・福崎町・神河町）
- ・ 感染対策を徹底すること
 - ・ アクリル板等設置又は人との適切な距離確保、消毒液の設置、換気の徹底、入場者のマスク着用、発熱等症状がある者の入場禁止、従業員の検査受診の勧奨、飲食店でのカラオケ利用自粛

3. イベント・集客施設（遊園地・観光施設等）・伝統行事（お祭り等）

- ・ 感染が拡大している地域では、感染防止策が徹底されない場合の自粛や、感染拡大の状況に応じ、開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期・自粛等を要請
- ・ その他の地域でも、参加人数の制限の遵守や入場整理の強化などにより、密集回避・感染防止策を徹底
- ・ 特にイベント前後の飲食を控えること

4. 大規模集客施設・小売店、商業施設

- ・感染が拡大している地域では、催物・バーゲンセール等は延期・自粛を要請
- ・その他の地域でも、ゴールデンウィーク中の催物・バーゲンセール等は人数制限等、感染防止策を徹底
- ・オープニングセレモニーその他の集客活動を行う場合は、イベント開催要件の遵守、感染防止策の徹底、入場者の整理誘導を行うこと

〔イベント開催要件〕

区 分	収容率	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内 (※1)	5,000人以下
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内 (※2)	

※1 席がない場合は適切な間隔を確保

※2 席がない場合は十分な間隔(1m)を確保。

* 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)

(注) 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

〔施設の使用制限の協力依頼〕

① 神戸地域、阪神南地域、阪神北地域(※)、明石市(※)

※4/22から

施設の種類	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等 ・集会場又は公会堂、展示場 等 ・博物館、美術館又は図書館 等 ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は5時から20時まで(酒類提供は11時から19時まで) ・人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内とすること ・入場者の整理誘導等の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く) (*) ・物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く) ・サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は5時から20時まで(酒類提供は11時から19時まで) ・入場者の整理誘導等の実施

② 県内の①を除く地域

施設の種類	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等 ・集会場又は公会堂、展示場 等 ・博物館、美術館又は図書館 等 ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内とすること ・入場者の整理誘導等の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く) (*) ・物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く) ・サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理誘導等の実施

* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く